

# 栗東市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）＜概要版＞

## 1 計画のポイント

### ＜計画の趣旨・根拠＞

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容（選択肢）を示すものとして、政府・都道府県・市町村が作成。市は、政府行動計画・県行動計画に基づき計画を作成（特措法第8条第1項）。

### ＜計画の目的＞

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること
- ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

### ＜計画の対象となる感染症＞ **赤枠は今回新たに計画に反映されたもの**

新型インフルエンザ等（特措法第2条第1号）（※1）

新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）

新型インフルエンザ  
（同項第1号）

新型コロナウイルス感染症  
（同項第3号）（※2）

再興型インフルエンザ  
（同項第2号）

再興型新型コロナウイルス感染症  
（同項第3号）（※2）

指定感染症  
（感染症法第6条  
第8項）※3）

新感染症  
（感染症法第6条第9項）  
（※4）

（※1）新型インフルエンザ等のうち、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置を講ずることができるのは、肺炎等の発生頻度が、季節性インフルエンザに比して相当程度高いと認められる場合に限られる。（特措法第31条の6第1項、特措法施行令第5条の3第1項）

（※2）新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、5類感染症であり（感染症法施行規則第1条第15号）、左記の新型コロナウイルス感染症には含まれない。

（※3）特措法・政府行動計画・県行動計画は、感染症法第6条第8項の指定感染症のうち、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものを対象としている。

（※4）特措法・政府行動計画・県行動計画は、感染症法第6条第9項の新感染症のうち、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものを対象としている。

## 2 計画の改定について

### <改定の趣旨>

令和6年7月、政府行動計画が、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、平成25年6月の策定以来初めて、全面的に改定された。これに伴い令和7年7月、県行動計画が全面的に改定され、本市においても、国・県の行動計画を踏まえ、

① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

を目的に、栗東市新型インフルエンザ等対策行動計画を全面的に改定するものである。

### ◎政府行動計画改定のポイント

#### 1. 平時の準備の充実

- 「訓練でできないことは、実際もできない」  
国や地方公共団体等の関係機関において、**平時から実効性のある訓練を定期的に実施**し、不断に点検・改善
- 感染症法等の計画に基づき、自治体は関係機関と協定を締結。**感染症発生時の医療・検査の体制立上げ**を迅速に行う体制を確保
- **国と地方公共団体等、JIHSと地方衛生研究所等との間の連携体制**やネットワークの構築

#### 2. 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載
  - 6項目だった対策項目を**13項目に拡充。内容を精緻化**
  - 特に**水際対策や検査、ワクチン等**の項目について、従前の政府行動計画から記載を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めた**リスクコミュニケーションの在り方等**を整理
  - 5つの横断的視点※を設定し、各対策項目の取組を強化
- ※ 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携

#### 3. 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- **新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定**して対策を整理
  - 状況の変化※に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、**柔軟かつ機動的に対策を切替え**
- ※ 検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等

#### 4. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- 予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、**国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備**
- 将来的に電子カルテと発生届の連携や臨床情報の研究開発への活用等

#### 5. 実効性確保のための取組

- 政府行動計画に沿った取組を推進するとともに実施状況を**毎年度フォローアップ**※
- 感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性等を踏まえ、**おおむね6年ごとに改定**

◎政府行動計画の対策項目の比較

※は新規項目、赤字は市行動計画に反映する項目内容

| 改定前           | 改定後                           | 主要な改定内容                     |
|---------------|-------------------------------|-----------------------------|
| ①実施体制         | ① <b>実施体制</b>                 | 国・都道府県による総合調整や指示の明記         |
| ②サーベイランス・情報収集 | ②情報収集・分析                      | 感染症インテリジェンスの明確化             |
|               | ③サーベイランス                      | 状況に応じたサーベイランスの切替えの明記        |
| ③情報提供・共有      | ④ <b>情報提供・共有、リスクコミュニケーション</b> | リスクコミュニケーションの追加             |
| ④予防・まん延防止     | ⑤水際対策 ※                       | 対応を具体的にきめ細かく記載              |
|               | ⑥ <b>まん延防止</b>                | 対策の効果と国民生活・経済への影響を勘案        |
|               | ⑦ <b>ワクチン</b> ※               | 新型インフルのみ→新型インフル以外も念頭、DXの推進  |
| ⑤医療           | ⑧医療                           | 県と医療機関との協定締結による体制整備の記載      |
|               | ⑨治療薬・治療法 ※                    | 新型インフルのみ→新型インフル以外も念頭        |
|               | ⑩検査 ※                         | ほぼ記載なし→協定締結等の検査体制整備         |
|               | ⑪ <b>保険</b> ※                 | 平時からの保健所等の体制整備、ひっ迫の支援体制等の記載 |
| ⑥国民生活・国民経済    | ⑫ <b>物資</b> ※                 | 個人防護具の備蓄・配置の記載              |
|               | ⑬ <b>国民生活・国民経済</b>            | 国民の心身への影響、事業者支援等の記載         |

### 3 栗東市行動計画対策項目ごとのポイント

<市が行動企画に定める対策項目> ※赤字は新規項目

- ①実施体制 ②情報提供・共有、**リスクコミュニケーション** ③まん延防止 ④ワクチン  
⑤**保健** ⑥**物資** ⑦市民生活及び市民経済の安定確保

[凡例] 下線：現計画からの変更点

#### ①実施体制

多様な主体が相互に連携し、実効的な対策を行う。

##### ■主な取組

##### 【準備期】

- ・学識経験者の意見を聴き、市行動計画を作成・変更する。また有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ・関係団体等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

##### 【初動期】

- ・市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ・必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

##### 【対応期】

- ・緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。

#### ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市民への情報提供・共有、双方向のリスクコミュニケーションにより、市民が適切に判断・行動できるようにする。

##### ■主な取組

##### 【準備期】

- ・市民が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行う。
- ・コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

##### 【初動期・対応期】

- ・リスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。
- ・国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

### ③まん延防止

平時より感染症対策についての理解促進を図り、有事の際には感染症対策にかかる要請等を行う。

#### ■主な取組

##### 【準備期・初動期】

・有事の対策内容や重要性の普及・啓発により、市民への理解促進を図る。

##### 【対応期】

・市民に対し、感染対策の徹底を要請し、また県からの要請に基づき、外出自粛要請や移動自粛要請について周知を行う。

・事業者に対し、感染症対策の徹底を要請し、また県からの要請に基づき、病院、高齢者施設等における感染対策を強化するよう要請する。

### ④ワクチン

有事の際に迅速な接種の実施が可能となるように、平時から体制構築するとともに、速やかな接種を推進する。

#### ■主な取組

##### 【準備期】

・予防接種に必要な資器材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるように準備する。

・地域医師会等と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資器材等の確保など接種体制の構築に向けて検討する。

・予防接種の目的や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。

##### 【初動期】

・準備期において必要と判断し準備した資器材について、適切に確保する。

・接種体制に基づき、接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。

・接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討する。

##### 【対応期】

・初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

・関係機関と連携した接種体制の継続的な整備に努める。

・ワクチンの安全性について、国および県からの情報に基づき、適切な安全対策や市民等への適切な情報提供・共有を行う。

・予防接種による健康被害に対する速やかな救済を行う。

## ⑤保健

有事においては、県が実施する健康観察等の業務を支援し協力する。

### ■主な取組

#### 【準備期】

- ・感染症有事体制を構築できる体制を整える。
- ・新型インフルエンザ等の発生に備え、県の研修や訓練等へ参加する。

#### 【初動期】

- ・感染症有事体制を構築する人員の確保に向けた準備を進める。

#### 【対応期】

- ・県が実施する健康観察に協力する。
- ・県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給に協力する。

## ⑥物資

感染症対策物資等の備蓄・配置についての確認を行う。

### ■主な取組

#### 【準備期】

- ・感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

#### 【初動期・対応機】

- ・感染症対策物資等の備蓄・配置がされているかを県や関係機関へ確認する。
- ・医療機関等において、感染症対策物資等の不足が見込まれる場合は、事業者と連携しながら必要量の確保に努める。

### ⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保

事業者や市民へ必要な準備を行うことと推奨するとともに、市民生活及び社会経済活動の安定を図るために必要な支援を行う。

#### ■主な取組

##### 【準備期】

・事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。

・高齢者、障がい者等の要配慮者の把握に努めるとともに生活支援（介護、訪問診療、食事の提供等）について県と連携して準備する。

##### 【対応期】

・新型インフルエンザ等により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

・高齢者、障がい者等の要配慮者に対し生活支援（介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

・物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図るため、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

・新型インフルエンザ等により生じた市民の生活及び地域経済の安定を図るため必要な措置を講ずる。